

坪井小学校PTA会則

船橋市立坪井小学校 P T A

更新：令和8年4月

坪井小学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、船橋市立坪井小学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が共に協力して、児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、次の方針に従って活動する。

- ・本会は任意団体であり、加入及び退会は本人の意思で行うことができる。
- ・児童の教育及び福祉のために活動し、会員相互の親睦向上を図る。
- ・本会会員、機関の名で営利的、宗教的、政治団体、及びその事業にいかなる関係も持たない。
- ・学校管理及び人事には干渉しない。

第4章 活動

第4条 本会は、第2章の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ・学校、家庭及び地域社会との連絡提携に関すること。
- ・児童の学業奨励、生活指導の助成に関すること。
- ・教育環境の整備に関すること。
- ・本会と目的を同じくする他団体及び機関との連絡協力に関すること。
- ・会員相互の研修及び親睦に関すること。
- ・学校運営に協力すること。
- ・その他目的達成に必要なと認められること。

第5章 会員

第5条 本会の会員は、任意の本校児童の保護者及び本校教職員で組織する。

第6条

- ・児童の入学、転入と同時に入会とする。
- ・退会は自由とし、転出を除く途中退会は退会届の提出をもって成立とする。退会日は教頭が退会届を受理した日とする。転出の場合は、退会届の提出は不要とし、転出日に自動退会とする。
- ・退会後の再入会は再入会届の提出をもって成立とする。

第6章 会計

第7条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第8条

- ・PTA会費は、年1回の学校納入金と同じ時期に徴収する。ただし、事情により減免することができる。（会費1000円/年）
- ・転入を含む年度途中入会者は、4月から9月末日までに入会の場合は1年分、10月から3月末日までに入会の場合は半額のみ徴収する。
- ・転出を含む年度途中退会者は、4月末日までの退会は徴収なし、5月から9月末日までの退会は半額を返金する。10月から3月末日までの退会は返金を行わない。
- ・返金方法については、状況に応じて決定する。

第9条 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第10条 予算補正の特例として、本会の予算執行にあたり、止むを得ない事情が生じた際、運営委員会の議決により補正することができる。

第11条 会計監査

- ・本会の経理を監査するため、役員会に会計監査をおく。役員会会計経験者とする。
- ・本会の経理について監査し、総会にて報告する。

第7章 機関及び組織

第12条 本会は、運営のために次の機関をおく。

(1)総会 (2)役員会 (3)運営委員会 (4)特別委員会

第8章 総会

第13条 総会は、本会の最高議決機関である。

第14条 総会は年1回とし、以下いずれかの方法で審議し決定する。

①集会で開催する場合、委任状を含め会員の3分の1以上（書面または電磁的方法等による議決権行使者も含む）の参加によって成立し、その決議は委任状を含めた参加者の過半数の同意を必要とする。

②書面及びWEB上で開催する場合、書面または電磁的方法など然るべき方法で会員に周知し、意見申立期間内に反対意見が過半数を超えない場合、その決議を決定することとする。

第15条 以下の事項を審議し決定する。

- ・活動計画及び報告
- ・予算及び決算
- ・会則の改正
- ・役員を選出
- ・必要事項

第16条 臨時総会は、会長が必要と認めた時、または会員の3分の2以上の要請があった時に開催することができる。

第9章 役員会

第17条 役員会は細則第1章第1条で規定する役員と学校長、教頭で構成し、本会の運営にあたる。

第10章 運営委員会

第18条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員会、各専門部会、および教職員の代表によって構成する。

第19条 運営委員会は次の事項を行う。

- ・総会に提出する議案の作成及び審議。
- ・役員会、運営委員会にて提出された議案の審議、決定。
- ・各機関の連絡調整。
- ・本会の運営に必要な規定及び内規の審議、決定。
- ・その他、必要な事項の審議、決定。

第11章 特別委員会

第20条

・特別委員会は、運営委員会の承認を得て設置することができ、活動メンバーは原則として坪井小PTA会員および、元会員とする。

- ・必要な経費は運営委員会にて承認を得た上で支給する。

- ・ (1) つぼよみ (2) その他 PTA運営委員会にて承認された部会等

第12章 校長

第21条 校長は本会と学校運営の調整を行い、全ての会議に参加し意見を述べるができる。

第13章 個人情報の取り扱い

第22条 本会は個人情報保護法順守のため、個人情報保護方針を定め、適正に取り扱うこととする。

第14章 会則の改正

第23条 会則の改正は、運営委員会の総員の3分の2以上の同意をもって発議し、総会にて決議する。

第24条 細則の改正は、運営委員会にて発議し、運営委員会の過半数の承認を得て決議する。

【 付則 】

本会則は、昭和62年5月9日より実施する。

本会則は、平成15年4月22日に一部改正する。

本会則は、平成21年4月24日に一部改正する。

本会則は、平成23年4月22日に一部改正する。

本会則は、平成24年4月27日に一部改正する。

本会則は、平成26年4月28日に一部改正する。

本会則は、平成29年3月6日に一部改正する。

本会則は、平成31年4月26日に一部改正する。

本会則は、令和2年4月28日に一部改正する。

本会則は、令和4年4月21日に一部改正する。

本会則は、令和5年4月28日に一部改正する。

本会則は、令和5年11月20日に一部改正する。

本会則は、令和6年4月19日に一部改正する。

本会則は、令和7年4月17日に一部改正する。

本会則は、令和8年4月1日に一部改正する。

【 細則 】

第1章 役員会

第1条 定数及び役職

- ・ 役員の定数は前年度の運営委員会にて定めることとする。
- ・ 役員の互選により、会長、会計、会計監査を含めて役職を決定する。ただし、会計監査は役員会会計経験者とする。

第2条 選考方法と任期

- ・ 本部役員は会員より選出し、総会の承認を受ける。
- ・ 任期は原則2年とし、再任を妨げない。
- ・ 本部役員に欠員が生じた際、運営委員会において後任者を選考、決定できる。

第2章 専門部会

第3条 各専門部会は事業を計画し、運営委員会の承認により実施する。

(1)校外部会

第4条 部員の互選により部長、副部長、その他必要な役職を分担する。

【 内規 】

この会の弔慰規定は、次の通りとする。

- (1) 弔慰金 児童 5000円 / 会員 5000円
- (2) その他、特別の場合は運営委員会に諮り、その都度決定する。
- (3) この内規(1)、(2)による返礼は不要とする。

【 個人情報保護方針 】

船橋市立坪井小学校PTA（以下「本会」という）は、個人情報の重要性を十分認識し、個人情報の取り扱いについて以下の事項を遵守し、個人情報保護方針への取り組みを実施し、継続して参ります。

1. 個人情報の取得

本会は、運営上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

本会は、取得した個人情報を、会員ご本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはありません。本会が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で適正に利用します。

- ・活動等に関する案内
- ・資料および書類の送付
- ・寄せられた質問等に対する回答
- ・PTA活動における活動の充実と質の向上
- ・表彰に関する事項
- ・船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準
- ・役員選考
- ・PTAの運営に関する事項

3. 個人情報の管理

本会は、取り扱う個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じます。また、必要に応じ、明示した利用範囲内で個人データの取扱いを外部へ業務委託する場合、その委託先に対しても、個人情報の安全性が確保されるよう、必要かつ適切な監督を行います。

個人情報のうち、学校行事に関連するイベントの記録としての写真の取り扱いについては、本方針と記録された個人の肖像権に配慮の上、その使用目的を明確にします。

撮影者及び記録の編纂者等、その記録媒体を取り扱う者は、本方針を十分に理解の上、その記録の使用許諾はPTA本部及びPTA本部の指名した者に限り、目的外の使用の一切を禁ずるものとします。電磁的記録等は適切に保管・管理に努め、一定の保管期間を経過の後、破棄することとします。

4. 個人情報の第三者への提供

法令に定める場合を除き、事前に関係する本会会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者への開示・提供は行いません。

5. 個人情報の開示

この会が保管している個人情報について、会員本人から開示の請求があった場合、合理的な範囲で速やかに対応いたします。

6. 組織・体制

個人情報保護の重要性を認識し、継続的に改善及び向上につとめます。

7. 個人情報保護方針に関する同意の永続性

会員は、本会への入会時に提示される個人情報保護方針に同意したものとします。

当該方針の内容に大幅な変更がない場合、当初の同意は退会または活動終了まで有効とし、毎年度の再同意を要しないものとします。

方針の内容に変更が生じた場合は、その内容を会員に周知し、必要に応じて改めて同意を得るものとします。